

2019年4月18日

中学部・高等部保護者 各位

国府台女子学院
学院長 平田 史郎

インフルエンザ罹患の際の取扱いの変更について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本学院の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本学院では、生徒がインフルエンザに罹患した場合は出席停止となり、再び登校する際に医療機関発行の「登校許可書」の提出をお願いしておりました。

しかしながら、インフルエンザ罹患後については、厚生労働省の通達にあるように、インフルエンザの軽症患者であれば、発症後5日間を経過し、かつ、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられています。そこで、本学院でも今年度より登校許可書提出のために再度医療機関を受診する必要がないよう取扱いを変更します。

今後、インフルエンザに罹患したと疑われる場合は、**必ず学校連絡の後に医療機関で受診**してください。そして、罹患が認められた場合は**発症後5日間を経過し、かつ、解熱後2日経過後**に、本学院Webサイト内「在校生・保護者の皆様へ」の「インフルエンザ療養報告書」をダウンロードの上、保護者が記入し生徒が登校する際にご持参ください。

なお、インフルエンザ以外の「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」に罹患した場合は今までどおり、医療機関に記入していただく「登校許可書」や、医療機関が発行する診断書等が必要になりますのでご協力よろしく願いいたします。

《参考》

【厚生労働省通達】

新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/10/dl/info1016-01.pdf>